

基安安発1222第2号
令和5年12月22日

林業・木材製造業労働災害防止協会総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

令和6年度全国安全週間のスローガンの募集について（協力依頼）

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、全国安全週間につきましては、令和6年度についても例年のとおり、7月1日から7月7日まで実施することとしております。

本週間に際してスローガンを広く各方面から募集することは、安全意識の高揚と事業場における自主的安全活動の促進を図ることを目的とする同週間の意義を一層高めるものと考えております。

つきましては、令和6年度全国安全週間のスローガンを別紙要領により募集することといたしましたので、ホームページに掲載する等により積極的にスローガンを募集くださいますようお願いいたします。また、応募されたものは、令和6年2月9日までに以下の連絡先あて御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、募集開始時に厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/#other>) でも周知いたしますので申し添えます。

(連絡先)

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課業務第一係

anzenkoubo@mhlw.go.jp

電話：03-5253-1111(内線5482)

令和6年度全国安全週間 スローガン募集要領

1 趣旨

全国安全週間は、厚生労働省と中央労働災害防止協会の主唱により、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、毎年7月1日から7月7日まで実施している。

令和6年度と同週間のスローガンについて、安全意識の高揚と事業場における自主的安全活動の促進を図る内容とするものを募集する。

2 募集範囲

募集の範囲は、幅広く以下のテーマを踏まえたものとする。

- ① 高年齢労働者の増加など就業構造の変化及び働き方の多様性を踏まえた安全対策の必要性も喚起できるもの
 - ② 転倒災害や腰痛といった、労働者の行動に起因する労働災害の予防に必要な、安全意識の啓発や体づくりの必要性を喚起できるもの
 - ③ 企業の安全管理体制の強化を奮起させるもの
 - ④ 経験の少ない未熟練の労働者への安全対策の必要性を喚起できるもの
- なお、スローガンはポスターやのぼりなどで働く現場に掲示されるため、簡潔かつより多くの方に親しみやすい字配りにも配慮されたものが望ましい。

3 提出方法

別添1の応募用紙を添付した電子メール又は別添2の応募用紙の郵送若しくはFAXによるものとする。

4 提出先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課業務第一係

E-mail: anzenkoubo@mhlw.go.jp

FAX: 03-3502-1598

5 募集期間

令和6年1月9日（火）～2月9日（金）【当日消印有効】

6 選考等

厚生労働省において選考し、スローガンを決定する。

ただし、応募作品の一部を修正して使用することがある。

なお、応募作品は未発表で自作のものに限る。

また、応募作品の著作権は主唱者に帰属するものとする。

7 発表方法

採用者に通知するとともに、厚生労働省報道発表ページで発表する。

8 活用等

令和6年度全国安全週間の実施に当たって、各種の広報活動、週間行事の実施等の際に活用する。